

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年2月26日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年2月12日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ①平成31年度4月1日の学級数、学校ごと（通常級・特別支援級別、小・中別）
- ②平成31年度4月6日の学級数、学校ごと（通常級・特別支援級別、小・中別）
- ③平成31年度4月1日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ④平成31年度4月5日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ⑤平成31年度4月10日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ⑥平成31年度4月15日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ⑦平成31年度4月20日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ⑧平成31年度4月25日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ⑨平成31年度4月30日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）
- ⑩平成31年度5月1日付発令臨時教員数（小・中別、任用別）

(2) これに対し実施機関は、令和2年2月26日付けで、上記①に対する公文書は存在していないとして不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、上記②から⑩までに係る公文書は開示決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、令和2年3月4日付けで、実施機関に対し、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和2年5月21日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和2年7月2日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、令和2年7月30日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「開示しない理由」の「当該公文書については、調査を行う基準日が別にあり、4月1日現在において調査をしていない。このことにより、当該公文書を保有していないため。」とする理由は、納得できない。開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 「開示しない理由」の「基準日が別にあり、4月1日現在において調査をしていない。」は調査をすればいいだけのことである。開示請求に関する文書不存在は、担当課所の公文書に関する不適正な取り扱いである。

イ 条例第1条には「この条例は、県民の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定める等情報公開を総合的に推進することにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政参加を一層進め、もって地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与することを目的とする。」と述べられており、「調査をしていない。」という一般的な理由のみで不開示決定が出されるとするならば、県民の情報開示権はなきに等しいものとなると同時に、「文書不存在」では、「県の諸活動」の説明責任を全うしているとは言いがたい。

(3) 反論書の趣旨

学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第59条に基づき、4月1日から全ての小学校・中学校

に必要な教員を配置しなければならない。

学級編制基準日の確定日を4月6日と言えども「学級が立ち上がるであろう」という予想のもとに県教委は、4月1日から臨時教員の辞令を発令し採用しているの
である。これは、学級が4月1日にあるであろうとする根拠が求められる。その根
拠について説明できなければ、予算を伴う1000名を超える教員を採用できない
のは明らかである。「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」
ために文書を作成し、説明すべきである。

この説明責任を果たさないで不開示にすることは、県民の信頼を損ねる行為であ
り、県教委はもっと誠実にこの情報公開の制度の趣旨を汲み取るべきであり、情報
公開を推進している埼玉県で到底受け入れがたい理由となっている。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 学級編制基準日について

本県では、「平成31年度埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準及び県費負担
教職員配当基準等について（通知）」（平成31年4月1日付け教小第4号）にお
いて、「学級編制基準日」を平成31年4月6日と定めている。

この「学級編制基準日」は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標
準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務教育諸学校標準法」とい
う。）により県内各市町村立小・中学校の平成31年度における学級編制を確定さ
せる基準日であり、毎年、通知にて曜日に関係なく4月6日と定めている。

(2) 本件処分の不開示理由について

本件開示請求のうち、②平成31年度4月6日の学級数、学校ごと（通常級・特
別支援級別、小・中別）については、令和2年2月26日付け教小第675号にて
開示決定をしている。平成31年4月6日現在の学級数については、各市町村教育
委員会に対し、「平成31年度市町村立小・中学校学級編制の届出について（依頼）」
（平成31年3月14日付け教小第744号。以下「依頼文」という。）に基づき

調査を行っており、本調査の結果を基に開示したところである。

しかしながら、平成31年4月1日現在の学級数等については、同調査を行う根拠がなく、実施していないため文書不存在として不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求のうち①平成31年度4月1日の学級数、学校ごと（通常級・特別支援級別、小・中別）について、実施機関が、調査を行う基準日が別であり、4月1日現在において調査をしていないため、当該公文書を保有していないとの理由で行った公文書不開示決定である。

実施機関は、学級編制基準日は平成31年4月6日と定めているとし、平成31年4月6日現在の学級数等については開示を行ったが、平成31年4月1日現在の学級数等については、調査を行う根拠がなく、実施していないため文書が存在しない旨主張する。

(2) 本件処分の妥当性について

義務教育諸学校標準法第4条第1項において、「都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う」と規定されている。また、同法第5条において、「市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条第1項の学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない」と規定されている。

実施機関は、当該届出に係る事務手続を定め、平成31年3月14日付けで各市町村教育委員会教育長、各市町村立小・中学校長及び各教育事務所長宛て依頼文を发出している。当審査会において依頼文（写）を見分したところ、義務教育諸学校標準法第5条の規定による届出であることが明記されており、かつ、調査の基準日については「平成31年4月6日現在」と記載されていることが認められた。

このため、実施機関が義務教育諸学校標準法に基づく学級編制の届出により得ている学校の学級数の情報は、平成31年4月6日現在のものであることは明らかである。このことから、その5日前である平成31年4月1日現在で同様の調査が行われたとは考えにくく、平成31年4月1日現在の学級数等については調査を実施していないとする実施機関の主張は信頼できる。

また、審査請求人は、平成31年度の4月1日付けで千人を超える臨時教員の辞令を発令していることについて、「学級が4月1日にあるであろうとする根拠が求められる」と主張するが、実施機関の説明によると、当該発令は、前年度中に把握した平成31年度に最小限見込まれるであろう学級数を基に行ったもので、本件開示請求の対象である平成31年4月1日現在の学級数を根拠に行ったものではないとのことであった。さらに、年度末、年度初めの児童生徒の転出入が多い地域がある本県の状況を鑑み、学級編制基準日を4月1日ではなく4月6日にしているとの説明もあった。

以上のことから、平成31年4月1日現在の学級数等についての文書は不存在であるとする実施機関の説明に不自然な点はなく、対象文書は存在しないとして行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、4月1日現在において調査すべき又は公文書を作成すべきと主張するが、当審査会は開示請求時点での公文書の存否について審議するものであり、それらの主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、当審査会の判断に影響するものでもないため言及しない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大谷 基道、小林 玲子、西村 弥

審議の経過

年 月 日	内 容
令和2年 5月21日	諮問（諮問第321号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和2年 7月 2日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第141回審査会）
令和2年 7月30日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議（第一部会第142回審査会）
令和2年 9月15日	答申